

ヲトラル、方針ニ付為念

七、以上最近ノ事例ヲ示シタルニ過キナルモ、要ハ帝國軍人トシテノ誇ヲ忘レズ、被占據地土民ヲ指導スル為ノ模範ヲ示ス如ク指導相成度

垣湖救荒十二號

下士官兵、行動指導ニ關スル件通牒

各隊長殿

昭和十七年十二月十六日

第六五四部隊副官代理 万木清良

駐留久シキニ亙リ且ツ屢次ノ討伐勤務等ニ日ヲ追ハレアル結果下士官兵ノ行動ニ關シ細部ニ亙ル教育指導ノ徹底ヲ期シ難ク、是ニ時トシテ皇軍タルノ自覺ヲ欲シ且ツハ、各部隊ノ名譽ヲ傷ツクルヤノ疑ヒヲ抱カシムルモノアルハ甚ダ遺憾アリ最近左記ノ如キ事例アルニ鑑ミ、自今人ヲ具ノ多寡ニ拘ハラズ、機會アル毎ニ此ノ種教育ヲ實施シ一兵ニ至ル迄徹底スル如ク指導相成度依命通牒ス

左記

一、歩哨ニシテ警戒心十分ナラス且ツ威嚴ニ乏シキモノ
歩哨ニシテ只漫然ト立哨シアル如ク見受ケテ且ツ長

ノ散裝態度嚴正ヲ故キ軍ノ威嚴ヲ示スニ十分ナラザル
モノアリ 土民等ヲシテ自ツト敬意ヲ表サシムル如ク立哨
シアルヲ要ス

二、列車自動車警乗兵ノ警戒心十分ナラズ且ツ態度嚴正ヲ
缺クモノ

ノ警乗兵ニシテ居眠ルアルモノ 裝具シアラザルモノ

全然外方ニ對シ注意シアラサルモノ 甚ダシキハ銃ヲ座席

ニ置キタルマ、座ヲ立テシテ列車警乗兵アリ

又重改ナル書類ノ托送ヲ命セラレタル列車警乗兵ニシテ

之ヲ車内網柵ニ置キ忘レテ紛失セルモノ

又車内檢問ニ際シ散裝態度不良ニシテ最嚴ナキモノ

(卷脚絆ヲ卷キアラス且ツ不真面目ナル態度ニテ檢問セルモノ)

三、出張迷等ニ於テ部隊ノ名譽ヲ傷ツケタルモノ

出張先等ニ於テ直接上官ノ監視外ニアリテ行動スルモノ

資料の
最近の
シヨリ続ク

ハ特ニ注意ヲ要ス 最近マニラニ於テ其ノ行動自覺度
ギ部隊ニ通報ヲ受ケタルモノ數名アリ

例ヘハ 私服穿ニ出入セルモノ 敬禮ニ惡キモノ
服装態度悪キモノ 階級章ヲ付ケタルモノ

四、公用又ハ休日外出ノ際ノ服装端正ナラザルモノ

殊ニ酒氣ヲ帶ビタル際敬禮 服装 態度ヲ乱シ皇軍ノ威
トシテノ風信ヲ傷ツルモノ

五、營外ニ於ケル飲食ニ際シ衛生上ノ考慮不十分ナルモノ

ノ 飲食ヲ陸軍指定ノ飲食店以外ニ於テナスモノ
又、取等ニ於テ不潔ナル賣子ヨリ印菓子等ヲ購入シテ
中毒ヲ起シタルモノ

六、今高防煤ニ關スル注意不十分ナルモノ

重要ナル兵刃 移動等ノ事前ニ上民間ニ流布サルコト
ト屢々ナリ 斯ル流言飛語ヲナセルモノハ断乎シテ